

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS

 (社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP : <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail : info@miyazaki-kenkyo.or.jp



県土整備部長賞

工 事 名 : 平成22年度通常砂防第3-1-1号

田久保川 主堰堤工事

施 工 者 : 株式会社 木下組

工事概要 : 主堰堤工(非越流部)

H=8.8m L=57.5m V=813.0m³

発 注 者 : 西臼杵支庁(土木課)

取組の概要

地元に対する工事の事前周知や進捗状況の説明を丁寧に行うなど、周辺住民への細かな気配りが行き届いた現場であり、完成時には、地元から感謝の言葉を受けました。

また、作業員の安全確保を最優先するため、土石流災害を想定した避難訓練を積極的に実施するなど、工夫を凝らした取り組みが評価されました。

建

10

2012.OCT

No.456

目 次

◇平成24年10、11月行事予定	1
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（9月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第6回常務理事会を開催	3
2. 第6回宮崎県県土整備部との意見交換会を開催	4
3. 宮崎県議会自民党会派との意見交換会を開催	6
4. 平成24年度宮崎県違反建築防止週間の実施について	6
5. 平成25年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集について	7
6. 宮崎市からのお知らせ（宅地販売のご案内）	8
7. 下請債権保全支援事業が平成25年3月31日まで延長されました！	10
8. 地域建設業経営強化融資制度が平成25年3月31日まで延長されました！	11
◇雇用改善コーナー	
1. 障害者の法定雇用率が引き上げられます！	12
2. 中小企業向けの主な雇用・労働関係助成金	13
3. 新規学校卒業予定者等の採用について	15
◇技士会	
1. 「監理技術者講習」のお知らせ	16
2. 第17回土木施工管理 技術論文・技術報告募集のお知らせ	16
◇建退共	
1. 建設業退職金共済制度加入促進強化月間	17
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）	18
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（8月分）	18
◇建災防	
1. 宮崎県産業安全衛生大会の開催について	19
2. 重機災害防止対策の一層の取組について	19
◇火薬保安協会	
1. 火薬類消費場所巡回指導員の委嘱について	21
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（8月分）	22
2. 中間前金払制度のご案内	23
◇書籍等のご案内	
1. 全建統一様式（施工体制台帳等）改訂のお知らせ	24
2. 建設業労務安全必携（書籍・CD）のご案内	25
3. 経審博士11のご案内	27
◇(財)建設業福祉共済団からのお知らせ	
建設共済加入促進月間 実施に向けて!!	29

平成24年10月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	月	JCM特別セミナー（宮崎）		
2	火			
3	水			
4	木	九州建設業協会専務・局長会議及び会長会議（福岡） 情報化施工と工事成績・積算セミナー（日南）		
5	金	情報化施工と工事成績・積算セミナー（高千穂）	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育（6日まで清武）	
6	土			
7	日			
8	月	体育の日	体育の日	体育の日
9	火			
10	水			
11	木	宮崎県建設業協会常務理事会並びに県との意見交換会	建退共理事長表彰伝達式	火薬類保安講習（宮崎）
12	金		車両系建設機械（解体用）運転技能講習（延岡） 基金九地協役職員講習会（福岡）	
13	土			
14	日			
15	月	九州建設業協会地域・定例懇談会（長崎県）		
16	火	技術委員会（宮崎）	基金納入告知書発送	
17	水			
18	木	職業能力開発校校長会議（熊本）	全国建設業労働災害防止大会（19日まで兵庫） 基金企業年金連合会事務長、事務責任者セミナー（19日まで宮城）	
19	金	宮崎県建設業協会青年部連合大会（西都）	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（20日まで清武）	火薬知事試験合格者発表
20	土			
21	日			
22	月			
23	火	経営基盤強化支援事業補助金第2回審査委員会	基金九地協宮崎部会役職員研修会（延岡）	
24	水			
25	木		基金事業主・事務責任者合同説明会（宮崎）	組合九州各県研修会（宮崎） 火薬類保安講習（高千穂）
26	金		基金事業主・事務責任者合同説明会（小林） ローラー運転業務特別教育（27日まで清武）	中央会全国大会（宮崎） 火薬類保安講習（日向）
27	土			
28	日			
29	月	国土交通省建設業課長との意見交換会	基金事業主・事務責任者合同説明会（東諸）	
30	火			
31	水			

平成24年11月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	木	全国建設業協会全国建設労働問題連絡協議会（東京）		
2	金			
3	④	文化の日	文化の日	文化の日
4	⑤			
5	月		基金事業主・事務責任者合同説明会（西都、高鍋）	
6	火		基金事業主・事務責任者合同説明会（都城） 基金三井住友信託銀行お取引先懇談会（福岡）	
7	水	宮崎県建設業協会平成24年度建設雇用改善推進表彰式	宮崎県産業安全衛生大会（佐土原）	
8	木		基金事業主・事務責任者合同説明会（延岡）	火災類保安講習（西都）
9	金		基金事業主・事務責任者合同説明会（高千穂） 不整地運搬車運転技能講習（11日まで延岡）	
10	④			
11	⑤			
12	月	宮崎県建設業協会建設現場等見学会（日向工業高校）		
13	火		基金事業主・事務責任者合同説明会（日向）	
14	水		基金事業主・事務責任者合同説明会（串間）	
15	木	宮崎県建設業協会建設現場等見学会（宮崎工業高校）	基金事業主・事務責任者合同説明会（日南）	
16	金		基金九地協事務職員研修会（福岡） 車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（17日まで清武）	
17	④			
18	⑤			
19	月		基金納入告知書発送 建災防全国事務局長会議（東京）	
20	火	宮崎県建設業協会建設現場等見学会（宮崎農業高校）		
21	水	九州建設業協会西日本建設業保証（株）との意見交換会（沖縄）	基金企業年金連合会ステップアップ研修（22日まで東京）	
22	木		高所作業車運転技能講習（24日まで清武）	
23	⑤	勤労感謝の日	勤労感謝の日	勤労感謝の日
24	④			
25	⑤			
26	月			保証会社取締役会（大阪）
27	火	監理技術者講習（宮崎）		
28	水	全国建設業協会全国会長会議（東京）		
29	木			
30	金			

県協会ホームページ・会員専用サイト掲載項目案内(24.9月分)

【ホームページ】

	項 目	所 管	形 式
1	九州建設技術フォーラム2012in福岡の開催案内	九州建設技術管理協会	html
2	青年海外協力隊平成24年度秋募集について(募集期間10/1～11/5)	青年海外協力協会	html
3	24.8宮崎県建設業協会将来に向けた活動指針・ビジョンを策定いたしました！	㈱宮崎県建設業協会	PDF
4	建設物価調査会主催9.28「土木工事積算実務講習会（設計書作成）」のご案内	建設物価調査会	PDF

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き（9月1日～30日）

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
小 林	(株) 高山建設	代 表 者	高山 貫 三	高山 三 郎

宮崎県建設業協会

1. 第6回常務理事会を開催

平成24年9月3日（月）午後2時00分、建設会館2階「委員会室」において開催された。

開会にあたり永野会長から「9月になっても残暑が厳しいため、現場での熱中症対策に万全を期していただきたい。常務理事会終了後に、県との意見交換会も予定されるが、本日は次長も課長も欠席されるため、自由に意見交換をしていただきたい」と挨拶があった。

議題については次のとおり。

議題1 県との意見交換会について

桺村事務局長が、本日の意見交換会では、県からの情報提供は予定されていないこと。また、先月の意見交換会の内容を資料1として纏めたことを報告した。

議題2 宮崎県議会「入札制度改革検討プロジェクトチーム」に対する本会の意見と回答について

桺村事務局長が、8月27日に開催された県議会自民党派との意見交換会において、県議会から出された質問事項に本会として応えるため、資料2に基づき県協会会員向けにアンケート調査を実施することを諮り承認された。また、アンケート調査結果に基づき本会の意見を纏めるため、9月24日に臨時常務理事会を開催することも承認された。

※アンケート調査は9月4日各地区協会に配信、依頼済み。

議題3 建設雇用改善推進表彰事業者推薦について

大谷課長が、資料3に基づき平成24年度の標記表彰事業者について、各地区の推薦案を提案して承認された。

表彰式は、11月7日午前11時に建設会館5階「会議室」で開催されるが、本年度は各地区の全会長出席のもと、開催されることになった。

議題4 平成24年度公共工事労務費調査説明会の実施結果について

8月に実施された公共工事労務費調査説明会の参加者数について、大谷課長が資料4に基づき報告した。

今年度の調査対象事業者向け説明会は、10月10日に延岡市、10月18日に宮崎市で開催される予定であるが、本会としても、10月末に再度宮崎市で説明会を開催して、労務費調査の精度向上を図ることが確認された。

※再説明会の開催については、本年度第1回常務理事会で承認済み。

議題5 その他

(1) 「宮建協将来へのビジョン」について



会長挨拶



常務理事会

樫村事務局長が資料5に基づき、8月31日に県政記者クラブで公表したこと。9月3日午前11時から、永野会長が建設会館「会長室」で記者会見を開いたこと。9月4日は永野会長が宮崎河川国道事務所長と宮崎港湾空港事務所長を訪問して「ビジョン」を手渡しすること。同じく山崎副会長が延岡河川国道事務所長を訪問して「ビジョン」を手渡しすることを報告した。

また、各地区協会長は、所轄の土木事務所と振興局及び首長を訪問して「ビジョン」を手渡すことが了承された。

(2) 宮崎県道路整備講習会について

樫村事務局長が資料6に基づき、県道路整備講習会の参加要領を説明して、本年度は常務理事全員が出席することで了承された。

(3) 九州建設業協会専務理事・事務局長会議について

樫村事務局長が資料8に基づき、8月30日に開催された九州建設業協会専務理事・事務局長会議について、本会の提案事項は定例懇談会の議題として、10月4日に開催される九州ブロック会長会で付議されることを報告した。

(4) 社会保険未加入対策推進九州地方協議会について

岡田専務が参考資料1と2に基づき、8月29日に開催された社会保険未加入対策推進九州地方協議会について、当協議会は岸毅明九地整備政部長が会長であること、また当協議会は、全国協議会で議論された結果を九州ブロックに報告する機関であること、社会保険加入促進計画は、既定のとおり進行していることを報告した。

(5) 次回常務理事会について

次回常務理事会は10月12日（金）午後1時30分に開催することが決定した。

※9月6日付け、臨時常務理事会開催の案内文で、開催日時を10月11日（木）午後1時30分に変更午後3時30分、すべての議題を協議して終了した。

2. 第6回宮崎県県土整備部との意見交換会を開催

平成24年9月3日（月）午後4時00分、宮崎県建設会館5階会議室において、開催された。出席者は次のとおり。

◇県土整備部

管理課：田村課長補佐、高妻主幹、串間主幹、宮田主査

技術企画課：木下課長補佐、森主幹、原口主幹、岩切主幹、日高主査

◇宮崎県建設業協会

永野会長、山崎・川上・谷口副会長

淵上・林・仁科・河野・甲斐・竹尾常務理事

開会にあたり永野会長が「本日は、江藤課長と前田課長の両課長が公務で欠席されるのに拘わらず、意見交換会の開催にご協力いただきお礼を申し上げる。自由な意見交換会になるようにお願いしたい。この度『宮建協将来へのビジョン』を発表したが、企業の社会的責任として地域を守る決意であり、ご理解をいただきたい」と挨拶した。

続いて田村管理課課長補佐より「両課長が不在であるが、この機会を活かして発言をさせていただきたい。



会長挨拶

昨夜のNHKスペシャルを見たが、県民の安全と安心について改めて考えさせられた。地域のために建設業協会と協力していきたい」と挨拶された。

続いて、永野会長が議長になり意見交換会に移った。

本会の意見は次のとおり。

- ①南海トラフ地震による被害シミュレーションでは、本県だけで東北大震災の3倍の被害想定が発表された。宮崎市では37万平方kmの浸水被害が予想されるが、県土を守るための減災・避難対策をお願いしたい。
- ②8月30日に、宮崎地区協会が宮崎土木事務所及び関連団体の合同で防災訓練を実施したが、訓練をしてから分かった問題点もあった。また、先日のフィリピン沖地震でも、津波注意報のサイレンが鳴り不安であった。いずれも対処方法を考えないといけないと感じた。
- ③アセットマネジメントをどのように進めているのか、県と協会の連携について意見を頂きたい。
- ④南海トラフ地震が発生したら、本県は熊本県側から救援してもらうことになるが、一般道路も国道218号線以外は整備が遅れている状態であるため、熊本県に向かう道路網の整備が必要である。また、県北には自衛隊が駐屯するための適地がない。

南海トラフ地震が発生したら、沿岸部の建設業者の被害が大きくなる。そのため、山間部の業者が存続できる入札制度を検討していただきたい。また、ドクターヘリは災害時にも役立つため、山間部にヘリポートを作っていただきたい。

- ⑤防災協定に基づいた作業中に事故が発生した場合は、普通の工事における事故と違うため、減点について柔軟な対応をお願いしたい。

県の意見は次のとおり。

- ①3.11以降、県も協会とは災害に対する検討会を実施してきた。今回、内閣府から被害想定が発表されたため、協会と一緒に対策を検討していきたい。
- ②アセットマネジメントについては、現在職員が橋梁現場の点検を行いランク付けしている。協会から情報があれば、土木事務所に提供していただきたい。
- ③現在、山間部を含めた道路整備を国にお願いしている。
- ④入札制度については、より良い制度にするため協会の協力をお願いしたい。

午後5時00分、意見交換会を終了した。



田村管理課長補佐挨拶



意見交換会

3. 宮崎県議会自民党会派との意見交換会を開催

本会（常務理事会）は、去る8月27日（月）16時00分より宮崎観光ホテル西館「尾鈴の間」において、自民党会派の県議会議員11名（2名欠席）と意見交換会を行った。

まず、永野会長が県議会議員に対して、本年度2回目の意見交換会に出席していただいたお礼を述べ、続いて、県議会自民党会派の中野会長が「宮崎県も大変な時期にあるが、本日の意見を聞きながら県政に活かしていきたい」と挨拶した。また、県の公共3部の補正予算が12億円組まれたことを挨拶に添えた。

引き続き、永野会長が議長となり、7月に協会が自民党に提出した「国政に対する要望事項」6項目について説明を行なった後、意見交換会に移った。

本会の事前の打ち合わせに基づき、入札制度改革の検証と見直しに絞り意見交換会に臨んだが、業界の喫緊の課題である若年技術者の育成、マスコミ対策まで交わされ活発な意見交換会となった。



永野会長挨拶



中野会長挨拶



意見交換会

4. 平成24年度宮崎県違反建築防止週間の実施について

1. 目的

本週間は、県民一般に建築基準法その他関係法令の目的・内容について周知を図るとともに、違反建築物に対して行政上の所要の措置を講じることによって、良好な市街地環境の形成及び建築物の質の向上に努める気運を高めることを目的とする。

2. 期間

平成24年10月11日（木）から10月17日（水）まで

3. 実施主体

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市及び日向市

4. 重点事項

- (1) 違反建築物是正（エレベーターを含む）
- (2) 違反建築物に関与した建築士等の情報収集及び指導の徹底
- (3) 「ホテル・旅館等」の対象物件で未是正の建築物に対する重点パトロール
- (4) 工事監理の徹底
- (5) 工事完了検査の徹底

5. 実施要領

実施主体が一体となって、この週間に「一斉公開建築パトロール」を実施するほか、違反建築物等に対して所要の措置を積極的に講じるとともに、建築基準法が良好な市街地環境の形成や建築物の安全性の確保等に果たす役割等について、各地域の住民等に対し周知を図る。

また、「ホテル・旅館等」の調査対象物件で未是正の建築物等に対する重点パトロールを本違反建築防止週間の重点項目とする。

5. 平成25年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集について

(指定管理者：学校法人 宮崎総合学院)

平成 25 年度の産業開発青年隊隊員を次のとおり募集いたします。

◎選考試験日・受験願書受付期間及び選考試験会場等

項 目	内 容			
募集定員	課 程	定 員		
	施工管理課程	40 名 (男・女)		
	専 攻 課 程	20 名 (男・女)		
	計	60 名 (男・女)		
選考試験の区分	選考試験日	発表日	受験願書受付期間	選考試験会場
推薦選考試験 募集定員 (施工管理課程 24 名 専攻課程 12 名)	平成 24 年 10 月 6 日 (土)	平成 24 年 10 月 12 日 (金)	平成 24 年 9 月 10 日 (月) } 平成 24 年 10 月 1 日 (月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)
一般選考試験 I	平成 24 年 11 月 24 日 (土)	平成 24 年 11 月 30 日 (金)	平成 24 年 11 月 1 日 (木) } 平成 24 年 11 月 19 日 (月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊) 宮崎県延岡総合庁舎
一般選考試験 II	平成 25 年 2 月 9 日 (土)	平成 25 年 2 月 15 日 (金)	平成 25 年 1 月 15 日 (火) } 平成 25 年 2 月 4 日 (月)	〃
一般選考試験 III	平成 25 年 3 月 22 日 (金)	平成 25 年 3 月 25 日 (月)	平成 25 年 3 月 4 日 (月) } 平成 25 年 3 月 18 日 (月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)

※各課程とも定員に充足次第募集を中止致します。

選考試験概要 (各会場共通)

推薦選考試験		一般選考試験	
受 付	10:00～10:20	受 付	10:00～10:20
説 明	10:20～10:30	説 明	10:20～10:30
面 接	10:30～(1人10分程度)	作 文	10:30～11:30
		面 接	11:40～(1人10分程度)

◎応募資格Ⅰ(入隊資格)【(各課程共通：原則として、県内在住者又は県内出身者とする。

昭和 56 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者 (平成 25 年 4 月 1 日現在で、18 歳以上 30 歳以下)】

1 施工管理課程 (教育訓練期間は 4 月から翌年 2 月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者 (卒業見込みの者) 又は、これと同等の学力を有すると認められる者。

2 専攻課程 (教育訓練期間は 4 月から翌年 2 月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者 (卒業見込みの者) 又は、これと同等の学力を有すると認められる者で土木建設分野に関する技術及び知識を有していると認められる者又は施工管理課程を修了した者。

◎応募資格Ⅱ(選抜方法)

1 推薦選考試験

1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。

2) 高等学校を卒業見込みの者で、進学用調査書において出席率が 95% 以上であり、合格した場合入隊することを確約できる者。

2 一般選考試験

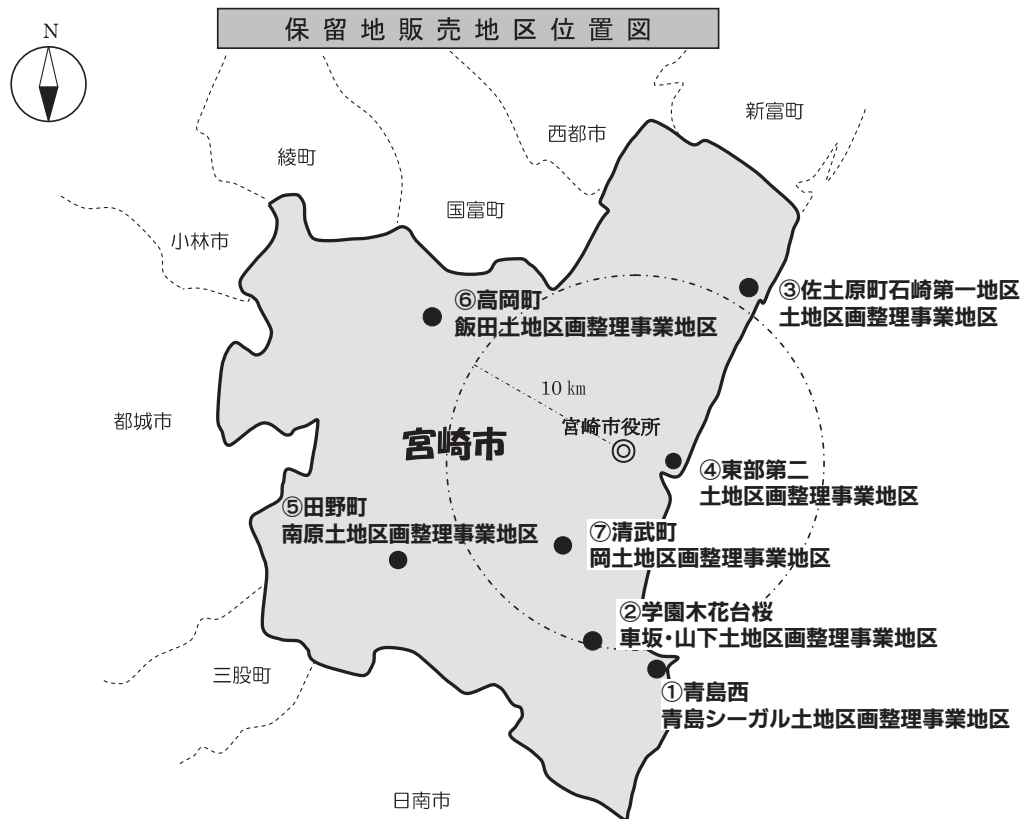
1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。

6. 宮崎市からのお知らせ

宅地(保留地)販売のご案内

宮崎市施行の土地区画整理事業地区内の宅地(保留地)

を随時販売しています。(全38画地)



○保留地の位置・地積・販売価格等

〔事業完了地区〕

	保留地 番 号	土地の所在	面 積		販売価格 (円)	用途地域
			(㎡)	(坪)		
① 青島西	18	青島西一丁目15番	1,358.35	410	45,640,000	近隣商業地域
	20	青島西二丁目1番	5,499.30	1,663	171,020,000	近隣商業地域
	27	青島西二丁目17番3	216.54	65	4,760,000	第二種住居地域
② 学園木花台桜	43	学園木花台桜二丁目32番15	421.21	127	14,780,000	第二種住居地域
	65	学園木花台桜二丁目4番10	404.91	122	15,180,000	第二種住居地域
	84	学園木花台桜二丁目24番2	392.92	118	14,380,000	第二種中高層住居専用地域
	94	学園木花台桜二丁目23番2	310.19	93	10,670,000	第二種中高層住居専用地域
	95	学園木花台桜二丁目20番5	249.33	75	8,920,000	第二種中高層住居専用地域
	98	学園木花台桜二丁目21番11	241.35	73	8,920,000	第二種中高層住居専用地域
③ 佐土原町石崎	A4	佐土原町石崎二丁目1番1	299.45	90	11,220,000	第一種住居地域
	A11	佐土原町石崎一丁目7番3	222.75	67	7,190,000	第二種低層住居専用地域
	A12	佐土原町石崎一丁目7番2	224.74	67	7,250,000	第二種低層住居専用地域
	A16	佐土原町石崎一丁目10番11	312.99	94	11,580,000	第一種住居地域
	B42	佐土原町石崎一丁目6番1	114.51	34	3,170,000	第二種低層住居専用地域

〔事業施行中地区〕

	保留地 番 号	街区番号	画地番号	面 積		販売価格 (円)	用途地域
				(㎡)	(坪)		
④ 東部第二	11	35	7	470.19	142	27,080,000	第二種住居地域・準工業地域・第一種住居地域
	15	28	4-3	95.26	29	5,100,000	第二種住居地域
	16	32	1	103.95	31	5,760,000	第一種住居地域
	19	126	6	126.69	38	8,850,000	第二種住居地域
	20	127	11	1,031.03	312	58,660,000	第二種住居地域
	21	127	15	119.81	36	5,870,000	第二種住居地域
⑤ 田野町南原	112	29	2	173.44	52	3,740,000	第一種中高層住居専用地域
	113	30	17	270.22	81	5,890,000	第一種中高層住居専用地域
	114	31	4	165.29	50	3,650,000	第一種中高層住居専用地域
	117	43-1	11	402.99	121	12,530,000	第一種住居地域
	122	1	19	220.31	66	6,710,000	近隣商業地域
	124	11	6	145.51	44	4,350,000	近隣商業地域
	126	20	17	172.90	52	3,950,000	第一種住居地域
	144	41	1	234.55	70	4,220,000	第一種中高層住居専用地域
	146	49	14	282.60	85	5,820,000	第一種中高層住居専用地域
	147	49	15	282.81	85	5,820,000	第一種中高層住居専用地域
⑥ 高岡町飯田	10	17	1	331.24	100	7,680,000	第二種中高層住居専用地域
	17	2	4-2	234.57	70	5,550,000	第二種中高層住居専用地域
	26	17	5	566.31	171	14,100,000	第二種中高層住居専用地域
	27	52	1	450.00	136	8,460,000	第二種中高層住居専用地域
	33	56	8	188.94	57	4,490,000	第二種中高層住居専用地域
⑦ 清武町岡	74	15	4	1,217.18	368	44,180,000	第二種住居地域
	76	45	3-2	298.00	90	11,680,000	第一種住居地域
	77	45	3-3	298.10	90	11,920,000	第一種住居地域

※ 掲載内容は平成 24 年 8 月 21 日現在のものです。

※ 坪数はおおよその数字です。

※ 建物の建築には「法令等に基づく制限」以外に建築制限・建築業者指定などの条件はありません。

※ 不動産仲介手数料・登記の際の手数料などは不要です。

※ 宅地ごとに案内板を設置しています。

【お問い合わせ・申込みなど詳細は下記までお願いします】

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目 1 番 1 号

宮崎市 都市整備部 区画整理課 管理係（宮崎市役所第 2 庁舎 8 階）	TEL (0985) 21-1893
同課 区画整理第一係（東部第二土地区画整理事務所）	TEL (0985) 38-5441
同課 区画整理第二係（佐土原総合支所 3 階）	TEL (0985) 73-1495
同課 区画整理第三係（田野総合支所 3 階）	TEL (0985) 86-1495
同課 区画整理第四係（高岡総合支所 2 階）	TEL (0985) 82-1184
同課 区画整理第五係（清武総合支所 2 階）	TEL (0985) 85-1124

市ホームページ（<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>）のトップページ「市の案内」でもご案内しています。又は、「**保留地**」で検索もできます。

7. 下請債権保全支援事業が平成25年3月31日まで延長されました！

下請建設企業・資材業者のみなさんへ

『取引先が倒産しても、確実に工事代金の支払いを受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

下請債権保全支援事業

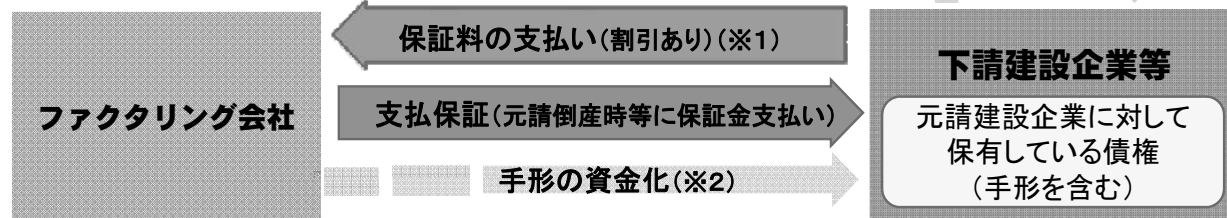
(債権支払保証事業)



下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権(手形を含む。)について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します！

制度の概要

- 債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく(例えば、2次下請建設企業が1次下請建設企業に対して保有している債権についても)支払保証を受けられます。
- ファクタリング会社に支払う保証料の一部が軽減されます。
- 保証を受けられる時点は、原則として手形の交付を受けた段階(手形以外の債権は支払請求段階)からです【個別保証】。
なお、個々の下請工事等ごとに、下請契約等の締結段階からも保証を受けられます【枠保証】。
- 東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)に係る債権も対象となります。



(※1) 保証料の割引は、保証料の3分の2(保証される債権額の年率4%を上限)です。

保証料とは別に利用料(保証される債権額の年率1%)が必要です。

(※2) 一部のファクタリング会社では、支払が保証された手形の資金化にも対応しています。

制度のお問い合わせはこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

保証申込検討時のお問い合わせはこちらへ

■ファクタリング会社(順不同・随時更新)

北保証サービス株式会社(*・枠)	011-241-8654
みずほファクター株式会社(枠)	03-3286-2260
昭和リース株式会社(*・枠)	03-4284-1250
りそな決済サービス株式会社	03-5640-8695
株式会社建設経営サービス(*・枠)	03-3545-8562
SMBCファイナンスサービス株式会社(*・枠)	03-5444-1522
三菱UFJファクター株式会社(枠)	03-3251-8392
東京センチュリーリース株式会社(枠)	03-5209-6740
オリックス株式会社(*・枠)	06-6578-1650
株式会社建設総合サービス(*・枠)	06-6543-2843

(*) 手形の資金化に対応しているファクタリング会社

(枠) 枠保証に対応するファクタリング会社

～制度の期限が平成25年3月31日まで延長されました～

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(平成24年1月更新)

8. 地域建設業経営強化融資制度が平成25年3月31日まで延長されました！

元請建設企業のみなさんへ

『公共工事等の受注に伴い、保証人・不動産担保なく、
融資を受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

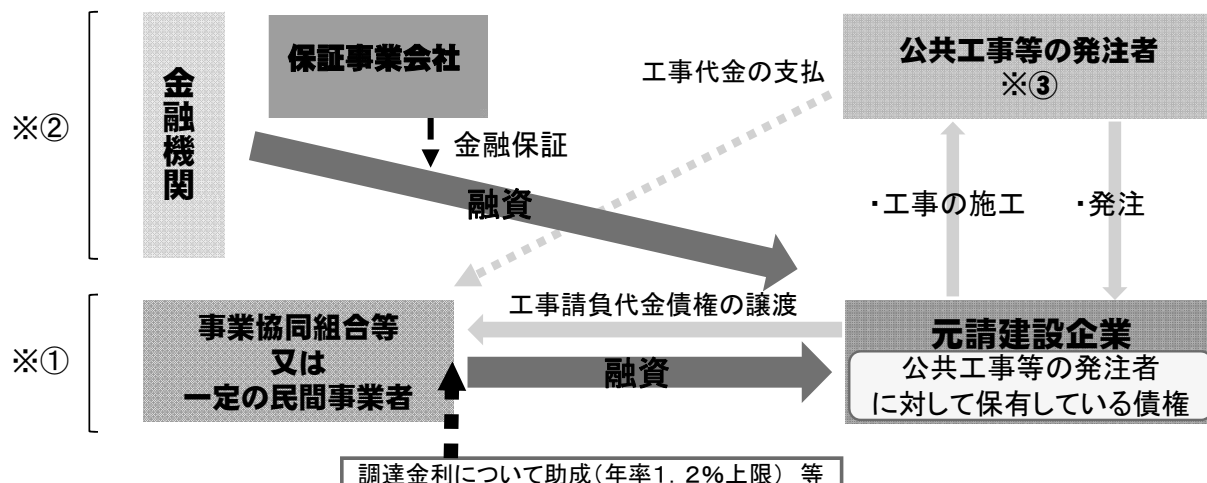
地域建設業経営強化融資制度



公共工事等の請負代金債権を担保に、低利で融資を受けられます。
未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります！

制度の概要

- 受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます（複数回利用可）。貸付金利は、事業協同組合等への助成措置により低利となります。
- 未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
- 公共性のある民間工事を受注した場合や東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）を受注した場合も対象となります。



※①：工事の出来高部分までの融資（事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資）

※②：工事の出来高を超える部分の融資（保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資）

※③：公共工事・公共性のある一定の民間工事（病院、福祉施設、PFIなど）及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の発注者

制度のお問い合わせはこちらへ

融資のご相談はこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

※①・③について

融資を行っている事業協同組合等及び北保証サービス株式会社、株式会社建設経営サービス、株式会社建設総合サービスについては、財団法人建設業振興基金のホームページをご覧ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>

※②について

北海道建設業信用保証株式会社	011-221-2092
東日本建設業保証株式会社	03-3545-5125
西日本建設業保証株式会社	06-6543-2944
(順不同)	

～制度の期限が平成25年3月31日まで延長されました～

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(平成24年1月更新)

雇用改善コーナー

1. 障害者の法定雇用率が引き上げられます！

事業主のみなさまへ

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。
事業主の皆さまは、ご注意くださいますようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	<u>2.0%</u>
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	<u>2.3%</u>
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	<u>2.2%</u>

障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出

など



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

(LL240620障01)

2. 中小企業向けの主な雇用・労働関係助成金

1. 労働者を新たに雇い入れる場合の支援

平成 24 年 4 月 1 日現在

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
特定就職困難者雇用開発助成金 (特定求職者雇用開発助成金)	障害者、高齢者(60～64歳)等をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	【高齢者(60～64歳)、母子家庭の母等】 対象者1人につき、90万円(短時間労働者(※)は60万円) 【身体・知的障害者(重度以外)】 対象者1人につき、135万円(短時間労働者(※)は90万円) 【身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者】 対象者1人につき、240万円(短時間労働者(※)は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
高齢者雇用開発特別奨励金 (特定求職者雇用開発助成金)	65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により所定労働時間が週20時間以上の1年以上雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	対象者1人につき、90万円(短時間労働者(※)は60万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
派遣労働者雇用安定化特別奨励金	派遣先である事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合に派遣先である事業主に対して助成	【期間の定めのない雇用の場合】 対象者1人につき、100万円 【有期雇用の場合】 対象者1人につき、50万円	都道府県労働局 ハローワーク
試行雇用奨励金	職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層等についてトライアル雇用を実施した場合に助成	対象者1人につき、月額4万円(最長3か月間)	都道府県労働局 ハローワーク
3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金	大学等を卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人又は被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した求人を提出し、正規雇用した事業主に対して助成	対象者1人につき、100万円(1事業所につき1人まで)、震災特例の場合120万円(1事業所につき震災特例対象者10人まで)	都道府県労働局 ハローワーク
3年以内既卒者 トライアル雇用奨励金	中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を有期雇用での育成を経て正規雇用に移行させた事業主に対して助成	【有期雇用期間】 対象者1人につき、月額10万円(最長3か月間) 【有期雇用終了後に正規雇用に移行させた場合】 対象者1人につき、50万円(震災特例の場合60万円)	都道府県労働局 ハローワーク
精神障害者等 ステップアップ雇用奨励金	週20時間以上の就業を目指す精神障害者及び発達障害者についてステップアップ雇用を実施した場合に助成	対象者1人につき、月額2万5千円(最長12か月間)	都道府県労働局 ハローワーク
発達障害者雇用開発助成金	発達障害者をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告した事業主に対して助成	対象者1人につき、135万円(短時間労働者(※)は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
難治性疾患患者雇用開発助成金	難病のある人をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告した事業主に対して助成	対象者1人につき、135万円(短時間労働者(※)は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
精神障害者雇用安定奨励金	精神障害者を新たに雇い入れ、又は休職者を職場復帰させ、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った場合に助成	【精神障害者支援専門家活用奨励金】 専門家の雇入れ1人につき180万円(短時間労働者は120万円)(ただし、賃金額が上限) 専門家の委嘱1回につき1万円(1年間24回を上限) 【社内精神障害者支援専門家養成奨励金】 精神保健福祉士等の受験資格を得る講習に要した費用の2/3(上限50万円) 【社内理解促進奨励金】 精神障害者の支援に関する知識を習得する講習に要した費用の1/2(1回あたり上限5万円) 【ピアサポート体制整備奨励金】 社内の精神障害者を精神障害者の雇用管理に関する業務の担当者として配置した場合5万	都道府県労働局 ハローワーク
障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)	障害者雇用経験のない中小企業が初めて障害者を雇った場合に助成	対象者1人目を雇った場合に限り、100万円	都道府県労働局 ハローワーク
中小企業基盤人材確保助成金	中小企業労働力確保法における改善計画の認定を受けた中小企業事業主が、認定計画に基づき健康・環境分野等に該当する事業への新分野進出等の基盤となる人材を雇い入れた場合に助成	対象者1人につき、140万円、最大5人まで。	都道府県労働局 ハローワーク

2. 労働者の雇用を維持する場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
中小企業緊急雇用安定助成金	景気の変動等により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、出向を行って労働者の雇用を維持した場合、かかった費用の一部を助成	【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の4/5 (教育訓練を行った場合は訓練費を上乗せ) 【出向の場合】 出向元事業主の負担額の4/5	都道府県労働局 ハローワーク
中小企業定年引上げ等奨励金	65歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入又は定年の定めの廃止等を実施した中小企業事業主に対して助成	企業規模や導入した制度に応じ、20～120万円を支給	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センター雇用支援課等(都道府県高齢・障害者雇用支援センター)

3. 再就職支援等を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
労働移動支援助成金 (再就職支援給付金)	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者や、定年等により離職が予定されている高齢者等のうち、再就職を希望する方へ求職活動のための休暇を1日以上与え、休暇日に通常の賃金の額以上の額を支払うとともに、再就職に係る支援を職業紹介事業者へ委託し、再就職が実現した中小企業事業主に対して助成	委託費用の1/2(対象被保険者が55歳以上の場合は2/3) 上限40万円、300人分を限度	都道府県労働局 ハローワーク

平成 24 年 4 月 1 日現在

4. 労働者の能力開発を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
キャリア形成促進助成金	雇用する労働者を対象として、職業訓練等の実施、自発的な職業能力開発の支援を行う事業主に対して、資金及び訓練経費の一部を助成	【労働者に職業訓練等を受けさせる場合】 労働者の職業訓練等(座学)に要した経費・資金の1/3 短時間労働者の職業訓練等(座学)に要した経費・資金の1/2 労働者の自発的な職業訓練に要した経費・資金の1/2 (注)東日本大震災復興対策の特例措置が適用される場合は、助成率が異なります。 【認定中小企業者等(中小労働法)の事業主が労働者に職業訓練等を受けさせる場合】 職業訓練等に要した経費・資金の1/2 (労働者の自発的な職業能力開発については1/2を助成)	都道府県労働局
成長分野等人材育成支援事業	健康、環境分野等の事業を行う事業主が、期間の定めのない労働者の雇入れ等を行い、OJTを実施した場合に、訓練費の実費相当を支給 (震災対応分) 東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合に、業種を問わず訓練費を助成(OJTも助成対象) (県外高度訓練(震災対応)分) 被災地の復興に資する産業分野の事業を行う中小企業事業主が、雇用する労働者を中核的人材に育成するため、高度な研修・訓練を県外の大学院や研究機関等で受けさせた場合に、事業主が負担した受講料や住居費の一部を助成。 (移籍特例分) 健康、環境分野等の事業を行う事業主が、健康、環境分野等以外の産業から労働者を移籍により受け入れ、職業訓練を行う場合に、OJTも含めて訓練費を助成	1訓練コースにつき、対象労働者1人当たり20万円を上限として支給 (中小企業が大学院を利用した場合には、上限額が50万円) (震災対応分) OJTについては事業主が負担した訓練費用を、OJTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成(1コースあたりの上限額は20万円(※)、1人あたり3コースまで) ※大学院をOJTで利用した場合には、上限額が50万円 (県外高度訓練分) 授業料等の実費相当及び住居費の3分の2を助成。 1人あたり90万円(授業料等50万円、住居費40万円)を1年間の上限。 (移籍特例分) OJTについては事業主が負担した訓練費用を、OJTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成(1コースあたりの上限額は20万円(※)、1人あたり3コースまで) ※大学院をOJTで利用した場合には、上限額が50万円	都道府県労働局 ハローワーク

5. 労働者の雇用管理改善を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
均衡待遇・正社員化推進奨励金	事業主が、正社員への転換制度や正社員と共通の処遇制度等、パートタイム労働者又は有期契約労働者と正社員との均衡待遇推進等のために制度を導入・運用し、制度の対象者が出た場合に助成	【正社員転換制度を導入した場合】 ・新たに転換制度を導入し、実際に1人以上転換した場合、一事業主当たり30万円(中小企業事業主には40万円) ・制度導入から2年以内に2人以上転換した場合、2人目～10人目まで、1人当たり15万円(中小企業事業主には20万円)、母子家庭の母等の場合は25万円(中小企業事業主には30万円) 【共通の処遇制度を導入した場合】 一事業主当たり50万円(中小企業事業主には60万円) 【共通の教育訓練制度を導入した場合】 一事業主当たり30万円(中小企業事業主には40万円) 【短時間正社員制度を導入した場合】 ・新たに制度を導入し、1人以上の支給対象労働者に適用した場合、一事業主当たり30万円(中小規模事業主には40万円) ・制度導入から5年以内に、2人以上に適用した場合、2人目～10人目まで、1人当たり15万円(中小規模事業主には20万円)、母子家庭の母等の場合は25万円(中小規模事業主には30万円)	都道府県労働局

6. 仕事と家庭の両立支援等に取り組む場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
両立支援助成金	一定基準を満たす事業所内保育施設の設定、運営、増築若しくは建て替え又は保育用具の購入を行った事業主又は事業主団体に対して、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を支給するとともに、子育て期における短時間勤務制度を導入し、労働者に当該制度を利用させた事業主に対して、子育て期短時間勤務支援助成金を支給する。	【事業所内労働者のための保育施設を設置・運営した場合等】 設置に要する費用の2/3(2,300万円限度) 運営に要する費用の1～5年目2/3、6～10年目1/3(運営形態等により限度額を設定) 増築又は建替えに要する費用の1/2(増築1,150万円限度、建替え2,300万円限度) 保育用具等購入に要する費用から自己負担金10万円を控除した額(40万円限度) 【子育て期(子が小学校3年生まで)の労働者が利用できる短時間勤務制度(1日の所定労働時間を短縮する制度等)の導入・利用促進に向けた取組を行い、利用者が生じた場合】 100人以下企業 1人目40万円、2～5人目15万円 101人以上企業 1人目30万円、2～10人目10万円	都道府県労働局
中小企業両立支援助成金	働き続けながら子の養育又は家族の介護を行う労働者の雇用の継続を図るため、労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度を導入し、利用を促進した中小企業事業主等	【育児休業取得者に対し、代替要員を確保し、原職等に復帰させた場合】 15万円 【育児又は介護休業取得者がスムーズに現場に復帰できるようなプログラムを実施した場合】 1人当たり21万円限度 【育児休業取得者を原職等に復帰させ、一年以上継続雇用し、育児休業制度等労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修等を実施した場合】 1人目40万円、2～5人目15万円 【初めて育児休業を取得した労働者が平成18年4月1日以降に出た事業主が一定の要件を備えた育児休業を実施した場合】 1人目70万円、2～5人目50万円	都道府県労働局

7. 労働条件の改善に取り組む場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
介護労働環境向上奨励金	【介護福祉機器等助成】 都道府県労働局長の認定を受けた計画に基づき、介護福祉機器を新たに導入し、適切な運用を行った場合に費用の一部を助成 【雇用管理制度等助成】 都道府県労働局長の認定を受けた計画に基づき、雇用管理制度等を導入し、適切かつ効果的に実施した場合に費用の一部を助成	【介護福祉機器等助成】 新たに導入した機器の導入・運用に要した費用の1/2(1事業主あたりの上限は300万円) 【雇用管理制度等助成】 導入した制度等の導入に要した費用の1/2(導入する制度の内容ごとに上限額を設定。1事業主あたりの上限は100万円)	都道府県労働局 ハローワーク

8. 中小企業を創業する場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
地域再生中小企業創業助成金 (地域雇用開発助成金)	雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域(21道県)において、当該地域における重点分野に該当する事業分野で創業し、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として2人以上雇い入れた事業主に対する助成	【10道県:北海道、青森、岩手、秋田、高知、長崎、熊本、宮崎、鹿児島及び沖縄県】 創業経費の合計額の1/2を支給、雇入れ奨励金として1人当たり60万円を支給(100人分まで限度) 【11県:宮城、山形、福島、奈良、和歌山、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀及び大分県】 創業経費の合計額の1/3を支給、雇入れ奨励金として1人当たり30万円を支給(100人分まで限度)	道県労働局 ハローワーク

(注1)各助成金には、それぞれ受給するための要件があります。また、受給できる金額には、上限がある場合があります。詳しくは、上記の各問合せ先にご確認ください。

(注2)中小企業向けの助成金はこれ以外にもあります。詳しくは都道府県労働局・ハローワークにご確認ください。

3. 新規学校卒業予定者等の採用について

宮崎県知事 河 野 俊 嗣
宮崎県教育長 飛 田 洋
宮崎労働局長 小 林 泰 樹

新規学校卒業者等の就職に係る取組については、平素より御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

最近の雇用情勢につきましては、東日本大震災の影響等もあり、全国的に厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直しの動きが見られつつあります。

本県におきましても、今春の新規高等学校卒業者の就職内定率は、昨年度を上回る結果となりました。特に、新規求人数については、昨年度より16.9ポイント増加し、改善の傾向にあります。

しかしながら、電力供給の制約や円高、さらには海外景気の下振れ等により、雇用情勢に対する悪化懸念は依然として残っております。

このような中、国及び県におきましては、求人の確保や就職支援等に全力で取り組みますとともに、インターンシップ等の実施をはじめとしたキャリア教育の推進により、望ましい職業観・勤労観の育成にも努めているところです。

つきましては、一人でも多くの新規学校卒業予定者が希望する職業に就くことができますよう、求人枠の拡大及び早期提出、並びに大学や高等学校等卒業後3年以内の既卒者における新卒枠での応募受付につきまして、特段の御配慮をお願い申し上げます。

併せまして、関係団体の皆様及び事業主の皆様はこの旨御周知くださいますようお願いいたします。

平成24年6月5日

(文書取扱)

宮崎県商工観光労働部労働政策課
宮崎県教育庁学校政策課
宮崎労働局職業安定部職業安定課

本県の雇用情勢等について

労働政策課地域雇用対策室

1 有効求人倍率について (宮崎労働局調)

(1) 有効求人倍率の推移 (季節調整値)

	22年												23年											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
全国	0.58	0.61	0.62	0.63	0.61	0.61	0.63	0.64	0.66	0.67	0.67	0.69	0.58	0.54	0.54	0.56	0.56	0.58	0.58	0.60	0.60	0.60	0.61	0.61
宮崎県	0.52	0.54	0.54	0.56	0.56	0.56	0.58	0.58	0.60	0.60	0.60	0.61	0.52	0.54	0.54	0.56	0.56	0.58	0.58	0.60	0.60	0.60	0.61	0.61

(2) 県内の地域別有効求人倍率

	宮崎県	公共職業安定所別							
		宮崎	延岡	日向	都城	日南	高鍋	小林	
23年11月	0.61	0.64	0.54	0.54	0.81	0.72	0.49	0.94	
前年同期	0.50	0.54	0.45	0.43	0.67	0.53	0.50	0.60	

※ 宮崎県は季節調整値。公共職業安定所別は原数値。

(3) 九州各県の有効求人倍率

	宮崎	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	鹿児島	沖縄
23年11月	0.61	0.61	0.64	0.62	0.66	0.67	0.60	0.32
前年同期	0.50	0.52	0.55	0.50	0.52	0.58	0.47	0.32

2 完全失業率の推移について (総務省「労働力調査」)

(単位: %)

	22年												23年											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
全国	4.9	4.9	4.6	4.6	4.7	4.5	4.6	4.7	4.3	4.1	4.5	4.5	4.9	4.9	4.6	4.6	4.7	4.5	4.6	4.7	4.3	4.1	4.5	4.5
宮崎県	4.9		5.1			4.2		5.1					4.9		5.1									

※1 全国約4万世帯(本県では約500世帯)を対象とした調査からの推計数値である。

2 都道府県別は四半期ごとの平均(モデル推計値)が公表されている。

3 平成24年3月新規学校卒業者の就職内定状況について (宮崎労働局調)

(単位: 人、%)

		求職者数	就職内定者数	就職内定率
		①	②	②/①
高等学校	23年11月末現在	2,850	2,143	75.2
	前年同期	2,825	1,971	69.8
	前々年同期	2,927	1,852	63.3
大学	23年11月末現在	1,557	711	45.7
	前年同期	1,580	775	49.1
	前々年同期	1,496	724	48.4

技 士 会

1. 「監理技術者講習」のお知らせ

平成 24 年度の「監理技術者講習」の今後の日程についてお知らせします。
今年は、あと 1 回しかありません。更新時期にきている方は忘れず受講してください。
平成25年度につきましては、本年同様5月、8月、11月に計画する予定です。

日 程	会 場
平成 24 年 11 月 27 日（火）	宮崎県技能検定センター（宮大前）

※お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 （TEL 0985-31-4696）

監理技術者とは、

発注者から直接、公共工事を請け負い、そのうち、総額3,000万円以上を下
請け契約して工事を施工する場合(土木)は、監理技術者を工事現場に置かなけ
ればなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることか
ら、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から5年を経過するこ
とのないよう国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了
証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格証の交付を受ける必要があります。

2. 第17回土木施工管理 技術論文・技術報告募集のお知らせ

(一社)全国土木施工管理技士会連合会では、技術論文・技術報告を募集しています。応募対象者は1・
2級土木施工管理技士で個人または連名（共同執筆者は2人まで）となっています。工事規模の大小・
工種の制限はありませんが、他団体、JCMに提出した論文・報告は応募できません。その他、詳細につ
きましては(一社)全国土木施工管理技士会連合会のホームページの技術論文・マンスリーレポートに記
載されております。締め切りは、JCMホームページからインターネット応募される場合は、平成25年1
月10日（木）、宮崎県技士会を通じて応募される場合は、平成25年1月8日（火）事務局必着となります。
優秀な技術論文・技術報告は表彰されます。

建 退 共

1. 建設業退職金共済制度加入促進強化月間

10月は建設業退職金共済制度加入促進月間です。

5つの特徴

- ①国の制度なので安全確実かつ簡単
- ②退職金は企業間を通算して計算
- ③国が掛金の一部を補助
- ④掛金は損金扱い
- ⑤運営費は国が補助

明日に、
掛ける。

建退共は建設業で働く労働者のための退職金制度です。

制度説明動画 配信中!

建退共 検索

手帳は定期的に確認しましょう

建退共に参加するには？

建設業を営む事業主なら、元請、下請を問わず加入、契約できます。

被共済者になる(手帳を持つ)には？

加入事業主が、建設現場で働く従業員を対象として申込みをしてください。

退職金を受け取るには？

手帳名義の本人が、「退職金請求書」に共済手帳、住民票を添えて、宮崎県支部に提出してください。退職金額は、働いた年数が長いほど有利です。



お問い合わせは

宮崎市橘通東2丁目9番19号 県建設会館3F

建設業退職金共済宮崎県支部 TEL0985-20-8867 FAX0985-20-8889

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数	区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (7月の状況)
	社	名		冊	件	千円	千円
7月末計	3,071	47,564	前年度累計	391,458	44,192	26,232,759	112,514,713
加 入	9	118	当 月 分	634	107	79,441	59,600
脱 退	19	111	24 年 度 分	3,441	636	563,353	184,364
8月末計	3,061	47,571	累 計	394,899	44,828	26,796,112	112,699,077

厚生年金基金

1. 事 業 概 況（8月分）

1. 適 用

(平成24年8月末現在)

設 立 事 業 所 数	加 入 員 数		
	男	女	計
310 社	3,575	554	4,129

2. 給 付

(1) 老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成24年度）

(金額：円)

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	26	7,011,700	145	41,830,200
	失 権 者	7	595,800	43	6,088,400
選 択 一 時 金		10	8,757,800	46	31,935,800
脱 退 一 時 金 (企業年金連合会移換を含む)		26	3,946,300	125	18,231,700
遺 族 一 時 金		1	168,400	2	323,000

(2) 年金受給権者数

(金額：円)

件 数	年 金 額	内 訳					
		全 額 支 給		一 部 支 給		全 額 停 止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
5,794	1,202,297,500	5,696	1,156,859,900	38	23,702,900	60	21,734,700

3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	12,807,584,620 円
----------	------------------

建 災 防

1. 宮崎県産業安全衛生大会の開催について

会員事業場におかれては、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く安全意識の高揚と安全活動の定着を図って頂いているところです。

職場における安全を確保し労働災害の減少を図るためには、経営トップが率先して安全に対する意識や取組を再度確認し、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）やその結果に基づくリスク低減措置を講じるなど、安全衛生管理活動の充実・強化を図る必要があります。そのため事業者、労働者がそれぞれの役割を果たし、組織が一丸となって取り組むことが重要で、職場において、労働災害防止の重要性についての認識をさらに深め、安全衛生活動の着実な実行を図るために、11月7日（水）に開催します「宮崎県産業安全衛生大会」へ多数の関係各位の方々に御参加頂くよう御案内致します。



2. 重機災害防止対策の一層の取組について

宮崎労働局の発表では、（8月19日現在）県内の建設業における重機による死亡災害は発生していないものの、休業4日以上労働災害は91件（昨年同期73件）と前年同期比で増加しています。

特に車両系建設機械による休業4日以上労働災害は10件（昨年同期5件）、移動式クレーンによる休業4日以上労働災害は2件（昨年同期1件）発生しているなど重機災害（車両系建設機械、高所作業車及び移動式クレーンに係る災害）が22件（昨年同期13件）と前年同期比で大幅に増加しています。

このような状況を踏まえてこの度、宮崎労働局長より、「重機災害防止対策の一層の取組について」の要請がありましたので、会員の皆様方におかれましては、次の「重機災害防止の留意事項」に照らした安全管理の取組をお願いします。

☆重機災害防止の留意事項☆

1 車両系建設機械関係

(1) 運転資格者の配置

- ・車両系建設機械運転技能講習修了者等の資格者に運転を行わせること。

(2) 運行経路等に係る措置

- 路肩の崩壊を防止すること。
- 地盤の不同沈下を防止すること。
- 必要な幅員を保持すること。
- 路肩等での作業時には、車両系建設機械の転落等防止のための誘導者を配置すること。

(3) 接触の防止

- 車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせないこと（誘導者を配置し、合図により誘導させる場合を除く。）。

(4) 主たる用途外使用の禁止

- ドラグショベルによる荷の吊り上げ等、主たる用途外の使用を行わないこと。

(5) 定期自主検査の実施

- 特定自主検査（１年に１回）、月次検査、作業開始前点検を確実に行うこと。

2 移動式クレーン関係

(1) 運転資格者の配置

- 移動式クレーン運転免許所持者等の資格者に運転を行わせること。

(2) 転倒防止措置

- 敷板の使用、アウトリガーの張り出し等、移動式クレーンの転倒防止措置を講ずること。
- 地形、荷の重量等に応じた適正な作業計画を定めること。
- 定格荷重を超えた荷の吊り上げを行わないこと。

(3) 運転の合図

- 移動式クレーンの運転について一定の合図を定め、合図者を指名し、合図を行わせること。

(4) 安全装置の使用

- 過負荷防止装置、巻過防止装置などの安全装置を使用すること。

(5) 接触の防止

- 移動式クレーンの旋回体に接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせないこと。

(6) 立入禁止

- 吊り上げられている荷の下に労働者を立ち入らせないこと。

(7) 適正な玉掛け用具の使用

- ワイヤロープ、フック、吊りクランプ等の玉掛け用具については十分な強度を有し、損傷等の無いものを使用すること。

(8) 定期自主検査等の実施

- 年次検査、月次検査、作業開始前点検を確実に行うこと。

3 高所作業車関係

(1) 運転資格者の配置

- 高所作業車運転技能講習修了者等の資格者に運転を行わせること。

(2) 転倒防止措置

- 敷板の使用、アウトリガーの張り出し等、高所作業車の転倒防止措置を講ずること。
- 作業場所の状況等に応じた適正な作業計画を定めること。

(3) 運転の合図

- 高所作業車の操作について一定の合図を定め、合図者を指名し、合図を行わせること。

(4) 逸走の防止

- 高所作業車の走行のための運転位置から離れるときには、ブレーキを確実にかける等の逸走防止の措置を講ずること。
- 使用可能な傾斜角度を超えた傾斜地では使用しないこと。

(5) 安全帯の使用

- 高所作業車の作業床上の労働者に安全帯を使用させること。

(6) 定期自主検査の実施

- 特定自主検査（１年に１回）、月次検査、作業開始前点検を確実に行うこと。

火 薬 保 安 協 会

1. 火薬類消費場所巡回指導員の委嘱について

宮崎県火薬保安協会においては、地区（市）建設業協会長から推薦のあった下記の16名の方を火薬類消費場所巡回指導員として委嘱いたしました。委嘱の期間は、平成24年9月1日から2年間です。

巡回指導員の皆さんは、担当地域内の火薬類消費場所を巡回し、火薬類の事故防止に関する指導を行っていただくことになります。会員の皆様方のご理解とご協力をお願い致します。

なお、退任されます、武野進（都城地区）、白井久雄（高鍋地区）、桐木文大（延岡地区）、竹尾楠秀（高千穂地区）の各氏には長期間の巡回指導員としての活動により火薬類事故防止にご尽力いただきました。大変ご苦勞様でした。衷心より感謝申し上げます。

火薬類消費場所巡回指導員

委嘱期間 平成24年9月から平成26年8月まで

氏 名	所 属 会 社	担 当 地 区	担 当（市）	備 考
戸 高 芳 見	第 一 建 設 (株)	宮崎市（高岡町を除く）	宮崎地区建設業協会	再 任
三 輪 幸 憲	(株) 長 友 組	綾町、国富町、高岡町	東諸地区建設業協会	再 任
栄 浩 一 郎	永 野 建 設 (株)	日南市	日南地区建設業協会	再 任
山 口 勝 也	(有) 江 藤 組	串間市	串間市建設業協会	再 任
白 谷 晃	(株) 財 部 組	都城市、三股町	都城地区建設業協会	新 任
河 野 与 一	(有) 河 野 産 業	小林市、えびの市、 高原町	小林地区建設業協会	再 任
戸 高 道 悦	(株) 増 田 工 務 店	高鍋町、新富町、川南町、 都農町、木城町	高鍋地区建設業協会	新 任
長 友 青	(株) 宮 本 組	西都市	西都地区建設業協会	再 任
中 武 士	(有) 一 ツ 瀬 建 設	西米良村、椎葉村（大 河内方面）	西都地区建設業協会	再 任
池 田 重 信	(株) 山 崎 産 業	延岡市	延岡地区建設業協会	新 任
安 田 初 美	旭 建 設 (株)	日向市、南郷区	日向地区建設業協会	再 任
大 野 一 生	(株) 北 部 産 業 開 発	西郷区、北郷区、 門川町	日向地区建設業協会	再 任
菊 池 隆 一	(株) 太 伯 建 設	諸塚村	日向地区建設業協会	再 任
岡 村 順 一	(株) 岡 村 建 設	椎葉村（大河内方面を 除く）	日向地区建設業協会	再 任
奈 須 宏 通	(株) 奈 須 建 設	高千穂町、五ヶ瀬町	高千穂地区建設業協会	新 任
工 藤 久 則	(有) 工 藤 企 興	日之影町	高千穂地区建設業協会	再 任

大きな声で 再確認 手順を守って『点火よし！』

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（8月分）

西日本建設業保証㈱
宮崎支店

I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成24年度	335	▲0.9%	11,300	21.2%	1,375	3.9%	57,010	17.5%
平成23年度	338	▲0.3%	9,321	▲21.9%	1,324	▲1.3%	48,519	▲17.9%
平成22年度	339	▲18.7%	11,933	▲18.8%	1,341	▲18.9%	59,123	▲1.5%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

（単位：件、百万円）

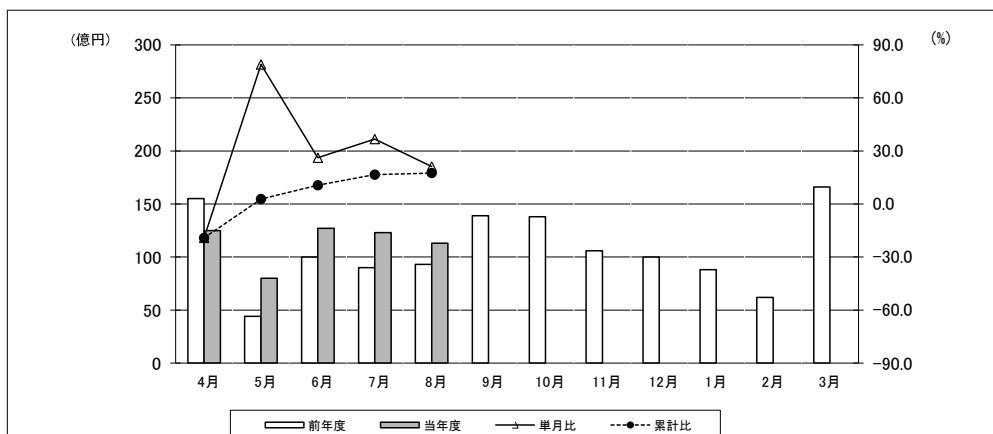
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	40	17.6%	3,595	68.4%	169	42.0%	16,528	34.8%
独立行政法人等	2	▲50.0%	180	▲55.0%	36	56.5%	11,789	57.7%
県	106	▲10.9%	3,396	25.4%	384	▲10.1%	12,408	1.9%
市 町 村	184	3.4%	3,585	▲7.2%	767	3.2%	14,982	▲0.3%
そ の 他	3	0.0%	543	150.1%	19	58.3%	1,301	▲18.3%
計	335	▲0.9%	11,300	21.2%	1,375	3.9%	57,010	17.5%

III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	83	0.0%	3,119	64.0%	301	0.7%	11,639	34.9%
高 岡	10	▲16.7%	153	▲3.6%	45	▲27.4%	651	▲31.3%
西 都	17	30.8%	1,003	271.1%	56	12.0%	1,587	6.3%
高 鍋	15	▲31.8%	723	▲30.5%	65	1.6%	3,842	▲3.5%
日 南	18	▲33.3%	592	43.2%	87	▲18.7%	2,634	20.5%
串 間	20	66.7%	368	▲10.7%	61	22.0%	1,025	13.0%
都 城	54	54.3%	1,178	166.2%	192	17.1%	4,963	0.6%
小 林	35	2.9%	1,555	36.5%	140	18.6%	3,611	34.8%
日 向	37	2.8%	875	42.9%	195	6.0%	15,318	50.3%
延 岡	34	▲22.7%	1,573	▲38.0%	154	▲1.3%	10,011	▲13.2%
西 臼 杵	12	▲40.0%	155	▲60.0%	79	12.9%	1,724	66.5%
計	335	▲0.9%	11,300	21.2%	1,375	3.9%	57,010	17.5%

< 月別請負金額(前払保証分) >



2. 中間前金払制度のご案内

中間前金払制度とは、建設企業の資金需要への確に対応することを目的として、当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。

<制度採用発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、串間市、西都市、三股町、高鍋町、国富町、綾町、木城町、川南町、都農町、美郷町、高千穂町、日之影町、椎葉村、諸塚村、国土交通省、農林水産省など。

<請求可能時期>

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が50%以上となったとき。

<中間前払のメリット>

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例：中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

<保証申込時に必要な書類>

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書（「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上）
3. 認定調書（通知書）の写し

※認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。

中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前金払認定請求書(申請書)」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

平成24年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成24年8月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率(件数)	増減率(請負金額)
宮崎県	54	2,850,768	▲22.9%	▲11.6%
宮崎市	9	573,627	▲30.8%	65.6%
都城市	1	60,847	▲85.7%	▲84.7%
延岡市	14	453,413	100.0%	171.8%
美郷町	2	53,025	<	<
その他	2	81,858	<	▲18.4%
計	82	4,073,540	▲19.6%	▲4.9%

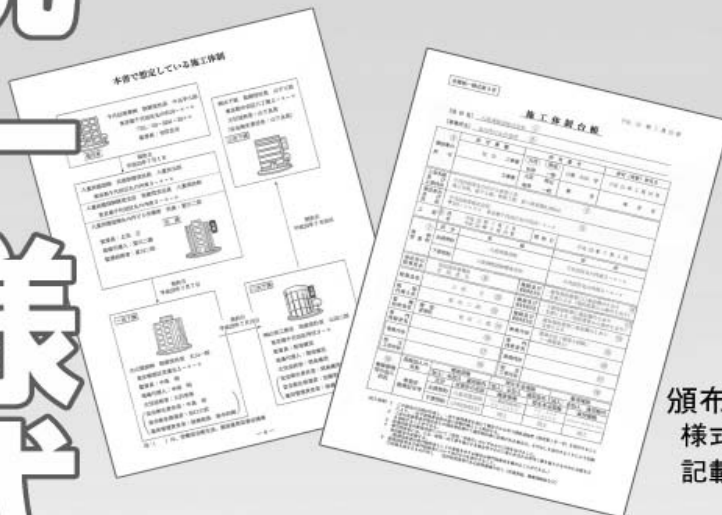
書籍等のご案内

全 建 統 一 様 式

全建統一様式（施工体制台帳・再下請負通知書・労務安全に関する届出書） 様式集、記載例及び解説を改訂しました

○施工体制台帳及び再下請負通知書の記載事項に健康保険等の加入状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則が11月1日から施行されます。これに対応して、全建統一様式（施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿（別紙））に健康保険・厚生年金保険・雇用保険の記載欄を追加しました。

○記載例及び解説について：記載項目の関連付けや解説をさらに分かり易いものに改訂しました。各届出様式の目的、記載上の留意点、作成根拠等を関係法令、条文に照らして説明。職員の研修、能力向上用のテキストとしてもご活用ください。



頒布価格
様式集 550円
記載例及び解説 1,150円
(いずれも税込、送料別)

申 込 書

(ホームページからお申込みいただけます)

一般社団法人 全国建設業協会

労働部 宛 (FAX 03-3555-3218)

全国建設業協会

申込数 【様式集】 _____ 冊 【記載例及び解説】 _____ 冊

送付先 (〒 _____)

都 道

市 区

府 県

町 村

会社名

団体名

部署名

担当者

TEL

FAX

①お支払方法：請求書を同封させていただきますので、指定の振込先にお振込みください。(手数料はご負担願います)

②送料につきましては実費をご負担いただきます。

③お問合せ先：一般社団法人 全国建設業協会 労働部 03-3551-9396 (代表)

建設業労務安全必携

平成24年版（隔年発行）

書籍&CD-ROM（システム）

1. 書籍版の特色（2012（平成24）年4月1日刊行）

建設業の労務（雇用）管理、安全衛生管理、労働・社会保険、環境管理など労務安全関連の手続きを行う上での実務必携マニュアルです。

① 工事の段階ごとに説明

「Ⅰ 手続き書類一覧の部」では、「工事開始」から「工事中」「工事の終了」まで、それぞれの段階に法令上のような「様式書類」が必要かを、監督官庁や法令を横断して説明しています。

（例）工事開始時：適用事業報告・建設工事計画届・保険関係成立届など

② アミ掛と太字でわかりやすい記載例と注釈

「Ⅱ 様式記載例の部」では、「様式書類」の記入エリアをアミ掛で、記入例を太字で掲載し、注意点は「编者注」で説明しています。

③ 豊富な参照資料とQ & A

「Ⅲ 重要法令資料の部」では、様式書類が準拠する関係法令（収録法令は裏面を参照）や関連資料を網羅しています。良くある質問については「Q & A」として掲載。労務安全業務の教育テキストとしてもご活用いただけます。

④ NEW! 法改正に伴う改訂増補

「安衛法・じん肺法関係」では「除染電離則の新設」「粉じん則・石綿則・じん肺則等の改正」、「労働保険関係」では「労災保険率・労務比率・メリット制・雇用保険率・障害等級等の改正」、「社会保険関係」では「厚生年金保険・健康保険の保険料率等の改正」、「建設業法関係」では「施行規則の改正等」、「環境関連法規」では「廃掃法の改正等」、その他関係法令の改正に伴う改訂増補を行いました。



2. CD-ROM（システム）の3つの基本機能と新機能（2012（平成24）年7月刊行）

① 見る機能

「建設業労務安全必携（書籍）」の内容を丸ごと収録し、「目次」および「Ⅰ 手続き書類一覧の部」から「Ⅱ 様式記載例」「本文参照頁」にリンクしています。

② 作る機能

「工事開始」から「工事中」「工事の終了」まで、それぞれの段階で必要な「様式書類」を、「記載例」等を参照しながら作成・印刷・保存・修正・複写（コピー）することができます。全建統一様式も作成できます。保存データはExcel形式でユーザーが自由に扱えます。但し、OCR様式は記載例の閲覧のみで作成はできません。

③ 計算する機能

単独有期事業の労災保険料について分納回数・期日・納付額・メリットを計算する機能と、労働災害に伴う労災保険給付額と損害賠償をシミュレーション計算する機能を備えています。

④ NEW! バージョンアップ

※平成22年版データの平成24年版への移行、セキュリティパスワード設定機能に加えて、次の機能を実現しました。

NEW 1: トップ画面に「らくらく作成ー全建統一様式EXCEL集」メニューボタンを新設しましたので、全建統一様式を作成するだけであれば「作る機能」の工事基礎データの登録の手順をたどらなくてもOKです。
全建統一様式は、建設業法関連の平成24年度の政省令等改正に伴う改訂を反映予定です。

NEW 2: トップ画面に「関連法令・規則」のメニューボタンを新設し、労務安全関連法令・規則の全文を検索・閲覧できるようにしました。

● 動作環境とサポート

※本システムはWindows2000、WindowsXP、WindowsVista、Windows7上で稼働。

サポートセンターを開設。詳細な機能はサポートページを参照。URL：<http://www.anyway.co.jp/hikkei/>



編集 建設労務安全研究会

発行 一般社団法人全国建設業協会

お申込は、裏面へ

- I 手続書類一覧の部 (手続書類記載例の掲載頁、準拠条文、作成条件・時期等を説明の備考を掲載)
 1. 工事開始時 2. 工事中随時 3. 工事中定期 4. 工事終了時 5. 事業場又は現場備付書類 6. 参考手続書類一覧 7. 保存書類及び保存期間
- II 様式記載例の部 (様式書類の記入エリアをアミ掛で、記入例を太字で掲載し、注意点は「編者注」で説明)
 1. 工事開始時 2. 工事中随時 3. 工事中定期 4. 工事終了時 5. 事業場又は現場備付書類
- III 重要法令資料の部
 第1 労働基準法関係 第2 労働安全衛生法関係 第3 じん肺法関係(除染電離則新設含む) 第4 労災保険法・徴収法関係
 第5 自動車損害賠償保障法関係 第6 雇用保険法関係 第7 全国土木建築国民健康保険組合関係 第8 健康保険法関係
 第9 厚生年金保険法・国民年金法関係 第10 建設業法関係 第11 建設労働者の雇用の改善等に関する法律関係 第12 男女雇用機会均等法関係
 第13 育児・介護休業法に関する法律関係 第14 介護保険法関係 第15 労働者派遣法等関係 第16 賃金の支払の確保等に関する法律関係
 第17 高齢者等の雇用の安定等に関する法律関係 第18 出入国管理及び難民認定法関係 第19 環境関係法令等 第20 各種制度 第21 Q&A集
- IV 官公署等一覧の部 (労働局及び労働基準監督署、都道府県建設業協会等)
- V 付録の部 (満年齢早見表、親族の範囲、産業分類、標準報酬月額、各種保険料率表等)

平成24年版 建設業労務安全必携 <<書籍/CD-ROM>> F A X 申込書

建設労務安全研究会 宛

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館内

TEL : 03-3551-5277 FAX : 03-3551-2487

※ホームページからもご注文いただけます。

URL : <http://www.ro-ken.net/hikkei/>

インターネットでの注文は次の検索で

建設労務安全研究会

検索



申込日 年 月 日

郵便番号 住所

会社名

所属部署

担当者名

電話番号

FAX番号

E-mail

建設業労務安全必携 <<書籍>> を 冊、購入申し込みます。

建設業労務安全必携 <<CD-ROM>> を 枚、購入申し込みます。

「書籍」は2012(平成24)年4月1日に刊行です。

「CD-ROM」は2012(平成24)年7月に刊行です。建設業法関連の政省令等改正に伴う「全建統一様式」の改訂を反映します。

支払方法(いずれかに○を付けてください)

1. <<後払>> 請求書により後払い
2. <<代引>> 代金引換配達希望(但し、代引手数料は別途申し受けます)
3. <<前払>> 現金書留で
4. <<前払>> 郵便振替で(口座番号 00120-1-186509 建設労務安全研究会宛)

書籍とCD-ROM代金早見表

建設業労務安全必携(書籍)

1冊の場合:

¥2,300(税込)+送料¥500=¥2,800

2冊の場合:

¥2,300(税込)×2冊+送料¥700=¥5,300

3冊以上の場合は、地域/重量によって送料が異なります。

建設業労務安全必携(CD-ROM)

送料無料: ¥9,000(税込)×枚数

代金引換配達の場合(書籍・CD-ROM)

書籍1冊の場合:

¥2,300(税込)+送料¥500+手数料¥315=¥3,115

CD-ROM1枚の場合:

¥9,000(税込)+手数料¥315=¥9,315

(代引手数料は、ご請求金額が¥10,000まで¥315、
¥10,000~¥30,000まで¥420)

平成24年7月経審改正対応版 経営事項審査・評点計算システム

経審博士[®]11 + Form

一般社団法人 全国建設業協会 推薦

経審博士11は、平成24年7月に施行された改正経営事項審査の評点計算と基本的なシミュレーションを実施する機能を搭載したソフトです。

■ その他の審査項目（W評点）の改正

その他の審査項目（W評点）において、平成23年4月の改正、
① 民事再生法又は会社更生法の手続を実施している企業の減点措置、② ショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルの建設機械の所有に対する加点、③ 国際標準化機構に定めた規格による登録に加え、平成24年7月より改正した労務福祉の状況に關しても登録とシミュレーションを実施することができます。

■ 技術者資格登録とシミュレーション

平成20年の改正で技術者1人に対して2工種までの選択になりました。これにより多くの工種を申請しているゼネコンタイプの企業は工種の選択が経審の点数で大きなポイントとなりました。これらの2工種の選択は技術力評点Zに大きく影響を与えます。経審博士11では、前シリーズに引続き技術者の工種選択シミュレーションの操作性をアップして一層使い易さを追求しています。

コード	氏名	資格	土木	建築	電気	機械	その他
0001	上田正志	137	☐	☐	☐	☐	☐
0002	田所秀次	113	☒	☐	☐	☐	☐
0003	三島和幸	113	☒	☐	☐	☐	☐
0004	藤本達男	113	☒	☐	☐	☐	☐
0005	園田謙三	113	☐	☒	☐	☐	☐
0006	市原基司	113	☒	☐	☐	☐	☐
0007	遠藤史夫	113	☐	☒	☐	☐	☐
0008	藤堂勇輝	120	☐	☒	☐	☐	☐
0009	足立勲	265	☐	☒	☐	☐	☐
0010	伊藤通介	113	☒	☐	☐	☐	☐
		214	☒	☐	☐	☐	☐
技術資格者数値			43	12	0	0	0
Z-1評点			903	659	510	510	510
Z-2計算評点			181	132	102	102	102

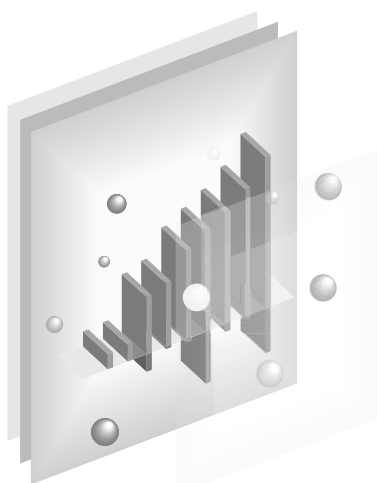
上記の表は技術者ごとに資格を登録すると選択可能な工種の技術者資格数値を表示します。選択する工種（1人2工種）をチェックすることで工種別の技術資格数値を表示します。これにより申請工種のシミュレーションをすることが容易となります。

■ 経営状況分析申請書と経営規模等評価申請書をオプション

経審博士11 + Form は、今までの経審事前シミュレーション機能に加えて、オプションとして「経営状況分析申請書」「経営規模等評価申請書」「変更届出書（事業年度）」の申請書を出力する機能を付加しました。さらに、経営状況分析機関である（一財）建設業情報管理センターのCIIC分析パックに直接申請項目データを移す機能を搭載しています。

経審博士11 + Form は、経営状況分析申請のために作成したデータを（一財）建設業情報管理センターのCIIC分析パックに簡単に移行することができます。

CIIC分析パックは、平成21年4月より電子申請を実施しており経審博士11 + Form は分析パックを通じて、この電子申請に対応しています。



監修：株式会社 建設経営サービス
制作販売：株式会社 日本コンサルタントグループ

Windows XP、Windows Vista、Windows 7が正常に作動する機種が必要です
Microsoft .NET Framework 3.5 SP1、Microsoft SQL Server Compact 3.5 SP1を使用します
※ Windowsはマイクロソフト社の登録商標です
※ 経審博士は(株)日本コンサルタントグループの登録商標です

経審博士11は、インターネットを通じてソフトを提供します。ご注文受付け後、ご入金確認した後、登録頂きましたメールにダウンロードのご案内を致します。インターネット環境がない方、もしくは、インターネットによる提供を希望されない方には、CD-ROMの提供を致します。ただし別途2,100円(税込)の費用が発生致しますことをご了承下さい。

■ 経審博士11

入力項目
申請工種選択・完成工事高入力
技術者資格入力
元請完工高入力
経営状況入力
その他の審査項目
財務諸表入力
技術職員名簿入力
経常J/V評点計算システム
出力帳票
経営事項審査入力項目
経営事項審査総合結果
財務諸表・技術職員名簿
総合評価通知書
経営総合診断表
経営状況チャート
経営状況診断表
技術者資格一覧表
経常J/V総合結果
激変緩和措置一覧表
シミュレーション
激変緩和措置
項目別総合シミュレーション
評点ポジショニンググラフ
年次別評点推移グラフ
搭載予定の項目が変更される場合もありますのでご了承ください。

■ + Form 追加項目

入力項目
申請事項・財務諸表
工種別完成工事高
工種別元請完成工事高
工事経歴書・技術職員名簿
その他の申請事項
その他の入力項目
変更届出申請
変更届出書(事業年度)
財務諸表
工事経歴書
工事施工金額
経営規模等評価申請
経営規模等評価申請書及び
総合評定値請求書
工種別完成工事高及び
工種別元請完成工事高
技術職員名簿
工事経歴書
その他の審査項目(社会性等)
経営状況分析申請
経営状況分析申請書
財務諸表
換算後の財務諸表
その他の機能
CII分析バック移行機能

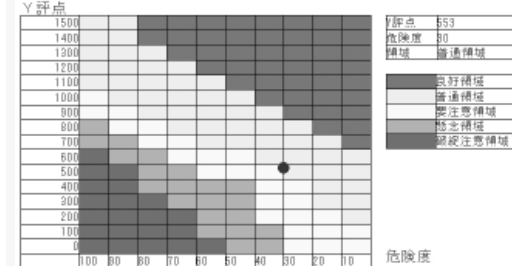
■ 経営状況分析申請書などの書類を作成(+ Formのみ)

経審のシミュレーションを実施すると共に、経営状況分析申請、経営規模等評価申請、変更届出(事業年度)の申請書を作成することができます。

経営状況分析機関の(一財)建設業情報管理センターに提出するCII分析パックへのデータ移行も可能です。

企業診断支援システム

[4. 倒産危険度分析表]



・企業診断支援システムは、年間会費制でご提供致します。
・詳しくはHPをご参照下さい。
「経審博士の研究室」で検索下さい。

企業診断支援システムとは、公表されている経審の結果を経営状況の視点で① Y点換算グラフ ② 経営状況分析表 ③ 経営指標分析表 ④ 倒産危険度分析表の4種類の分析グラフを用い分析するものです。

企業診断支援システムは、経審博士11のサポートサイトである経審メンバーズ上でいつでも経審申請企業全てを分析することができます。

<http://www.niccon.co.jp/kensetsu/compsoft/hakase/>

申込書

ご購入頂く商品の口に
チェックを入れて
FAXにて送付下さい

経審博士11

- ☐ 新規購入 52,500円(税込)
☐ バージョンアップ① 26,250円(税込) 経審博士9までをお持ちの方
☐ バージョンアップ② 3,150円(税込) 経審博士10をお持ちの方

経審博士11 + Form

- ☐ 新規購入 73,500円(税込)
☐ バージョンアップ③ 47,250円(税込) 経審博士9までをお持ちの方
☐ バージョンアップ④ 3,150円(税込) 経審博士10 + Formをお持ちの方
☐ バージョンアップ⑤ 21,000円(税込) 経審博士11をお持ちの方

CD-ROM納品

経審博士11はインターネットを通じてソフトを提供します。
CD-ROMの提供も可能ですが、別途2,100円(税込)の費用が発生します。

CD-ROMで納品希望 ☐

追加ライセンス

経審博士11シリーズは初期購入で2ライセンスありますが、3台目以降のPCにインストールするときに追加ライセンスが必要となります。

2,100円(税込) × ライセンス数 個 =

ふりがな

・貴社名

・所在地 〒

・申込者: 部署・役職

・お名前

・TEL

・FAX

・e-mail

■ 商品の発送は、ご入金の確認後にメール、または、CD-ROMで配送いたします。

■ 振込口座

三菱東京UFJ銀行 池袋支店、普通預金 口座番号 1281994 口座名 (株)日本コンサルタントグループ
振込手数料はお客様にてご負担ください。 (お振込み予定 月 日)

■ お問い合わせ先

日本コンサルタントグループ
建設産業システム研究所 経審博士係
〒161-8553 東京都新宿区下落合3丁目22-15
TEL 03-3565-3819
経審博士11の詳細情報は下記のホームページをご覧ください
<http://www.niccon.co.jp/kensetsu/compsoft/hakase/>

ご記入いただきました個人情報は、本商品の発送に利用します。今後、本商品のバージョンアップ情報や建設業に役立つ案内をさせていただくことがあります。本商品の開発者である日本コンサルタントグループ及び建設経営サービスは、これらの範囲内でお客様の個人情報を共同利用します。(2012年8月作成)

(財) 建設業福祉共済団からのお知らせ

建設共済加入促進月間 実施に向けて !!

「助け合い、未来を創る。」

共済団では、建設共済制度の安定運営が行えるように一層の普及を図る為、10月1日から11月30日までの2ヶ月間、建設共済加入促進月間を実施します。

当制度は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償契約」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償契約」から構成される法定外労災補償制度としての機能は勿論、被災者の子供に対する育英奨学金（業務上及び通勤災害により死亡、身体障害・傷病1～3級に該当した者の子を対象）も備えた制度です。

今年度も各都道府県建設業協会と連携の上、建設共済制度の加入促進を図るとともに、すでに建設共済制度に加入している契約者に対しては、年間完成工事高契約で補償の対象とならない役員、事務職員、製造業や林業などで働く労働者を補償する関連事業契約への加入を推奨します。

加入促進月間中は、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、説明会の開催、ポスターの掲示、新聞・会報への広告掲載によるPR活動を行います。

《建設共済 年間完成工事高契約の概要》

主契約である年間完成工事高契約は、契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）に就労する労働者の業務災害または通勤災害を補償する契約です。

経営事項審査において加点評価されることもあり約2万5千社の事業所が加入しています。まだ、建設共済に加入していない事業所の皆さまは、この機会に是非ご検討ください。

《年間完成工事高契約の特長》

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主（契約者）への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。



キャッチコピーの「助け合い、未来を創る。」は、本制度が、労働者の福祉の向上と労働災害における企業の経営危機に対処するための建設業界の「相互扶助の制度」として、40年をこえる実績を有する制度であることをアピールすることにより、事業主に「建設共済」への加入を促していきます。

〈共済団ホームページ〉資料請求や掛金計算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(社) 宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

(財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

建設共済

法定外労災補償制度

建設共済と
ともに歩き、
ともに築く。

労災上乗せ補償から、奨学金まで。

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>